

## 令和8年度 第1回 柏市上下水道事業運営審議会

### 1 開催日時

令和8年5月26日（火）午後3時から午後5時

### 2 開催場所

柏市上下水道局庁舎 4階 401・402会議室  
柏市千代田1丁目2番32号

### 3 出席者

#### (1) 委員

落合委員(会長), 谷委員(副会長), 及川委員, 齋藤委員, 左野委員, 秋元委員, 荒井委員, 八木委員, 石井委員, 河野委員, 坂口委員, 佐藤(理)委員, 高橋委員

#### (2) 事務局

飯田上下水道事業管理者, 後藤理事, 恒岡次長兼総務課長, 伊藤次長兼給排水課長, 吉田経営企画課長, 佐藤料金課長, 岩堀水道工務課長, 新井下水道工務課長, 公野施設管理課長 他

### 4 議題

#### (1) 諮問

(2) 柏市公共下水道事業受益者負担条例の一部を改正する条例の制定について

### 5 報告事項

(1) 柏市上下水道事業ビジョンの策定について

### 6 議事

#### 次第5 柏市の上下水道事業の概要について

質疑(石井委員), 回答(事務局) 経営企画課

Q. 県内計画給水人口上位団体で柏市は2位となっているが, 柏より人口が多い松戸市や市川市が入っていないのはどのような事情か。

A. 松戸市や市川市, 船橋市は県営水道に加入しているため, 柏市が2番目に多い数値になっている。

質疑(石井委員), 回答(事務局) 経営企画課

Q. 資料1の14ページに下水の終末処理場の表中に「流域内の市」の欄に重複して記載されている自治体名があるが, それぞれの市の事情によるのか。

A. 柏市の場合, 地域によって処理先が異なり, 一部は手賀沼流域下水道で処理され, 別の地域は江戸川左岸流域下水道で処理されている。

質疑（坂口委員），回答（事務局）飯田管理者

Q. 千葉市，市川市は県営水道なのに，なぜ柏市は独自なのか。

A. 柏市の場合は昭和30年に第一水源地（現在の上下水道局の場所）において計画給水人口20,000人，当時は井戸のみを水源として事業が始まった。高度経済成長に合わせ拡張を行ってきたもので，他の自治体は千葉県が経営する水道事業により給水を受けている。柏市や近隣の流山市，我孫子市及び野田市は単独の事業者になっていて，柏市は県内で給水人口などの事業規模で千葉県営水道に次ぐものとなっている。

質疑（谷委員），回答（事務局）総務課

Q. ベルサイユのぼらのマンホールカードの配布が好評で再配布をするということだが，3種類の蓋があるのでカードも3種類あればよいのではないか。

A. マンホールカードは，市制70周年の記念事業として作成したため，今後の周年事業の際に検討していく。また，マンホールカードは一度製作すると継続して配布するルールがあるため，まずは現在のカードを受け取れていないかたに配布しながら検討していく。

質疑（落合会長），回答（事務局）下水道工務課

Q. 下水道の整備状況で分流式を基本として整備しているという説明があったが，合流式も合わせて説明いただきたい。

A. 柏市では現在，全域で分流式を基本として整備を進めている。しかし，下水道事業を開始した昭和35年当時は，柏駅周辺を中心に合流式で整備が進められていた。分流式は污水管と雨水管の2本の管を整備する必要があるが，費用が高額になる一方，合流式は雨水と生活排水を1本の管で流せるため比較的安価に整備できた。このため，当時は合流式が主流であった。その結果，現在も柏駅周辺には合流式で整備された区域が残っているが，将来的には分流式へ切り替える方針であり，順次整備を進めているところである。

**議題(1) 諮問**

質疑なし

**議題(2) 柏市公共下水道事業受益者負担条例の一部を改正する条例の制定について**

質疑（佐藤（理）委員），回答（事務局）料金課

Q. 負担金と分担金の取扱いの違いを説明いただきたい。

A. 柏市の許可により，事業認可区域外から公共下水道への接続が認められたかたは，受益者分担金を採用し，事業認可区域内は従来とおり受益者負担金を賦課する予定である。

質疑（石井委員），回答（事務局）料金課

Q. 負担金，分担金と名前を変えなければいけない理由は。

A. 受益者負担金は，都市計画法に基づいて負担金を賦課している。一方で，柏市の許可により事業認可区域外から公共下水道への接続が認められたかたは，都市計画法の範囲外にいるかたであり，都市計画法の範囲に入れるまでの手続きに時間を要する。その結果，負担金の賦課に至るまで長期化することで課題が生じている。賦課に至る期間の短縮を図るために，地方自治法による受益者分担金で賦課することを検討している。

質疑（石井委員），回答（事務局）料金課

Q. 分担金が賦課された後，都市計画法の範囲内となった場合に，改めて負担金は賦課されるのか。

A. 事業認可区域外は，柏市が許可をし公共下水道への接続が認められた後に，いずれ都市計画事業認可区域内になる予定だが，分担金を賦課した土地については，負担金相当額を賦課したものとみなし，改めて受益者負担金を賦課することがないような制度を検討している。

質疑（石井委員），回答（事務局）料金課

Q. 分担金はいずれ賦課のときに負担金という名目に変更になるということか。

A. いずれは都市計画法にかかる予定だが，分担金は土地に対して1度きりの賦課になるため，改めて受益者負担金を賦課することはなく，一度受益者分担金をいただいた地域においては一度きりの賦課で完了する予定である。

質疑（坂口委員），回答（事務局）料金課

Q. 説明を聞くとメリットが多いように感じるが，課題やデメリットはあるか。

A. 現時点では課題があるが，改正することによってその課題が解消する予定であるため，デメリットは考えていない。

質疑（左野委員），回答（事務局）料金課

Q. 区域外流入の分担金の徴収については他の自治体でも条例を定めている例がある。条例改正により、現状の課題が解消され、分担金・負担金の確実な徴収による財源確保や業務の改善につながるものとする。前向きに進めていくのが良いと思うが、都市計画法と地方自治法の話があるなかで、今運用に困っているというのは第2条の受益者の定義ということによいか。

A. そのとおりである。受益者の定義の中にある「排水区域」とは、都市計画法の範囲内にあり、かつ下水道法第9条にある供用開始区域の土地の所有者に対して負担金を賦課するという規定になっている。このことは、手続き上時間を要するという課題があることから、今回の改正により自治法で賦課できるように定義を変更するというのが方向性である。

質疑（左野委員），回答（事務局）料金課

Q. 第2条の受益者の定義においては、排水区域外から流入させる土地の所有者も対象となる方向性で、条例の改正を進めていくということか。

A. そのとおりである。

質疑（石井委員），回答（事務局）料金課

Q. 資料2の12ページにある1平方メートルあたりの単価を賦課する対象となる広さは所有している土地か。

A. そのとおり、法務局の公簿上の面積に対しての単価である。

質疑（八木委員），回答（事務局）下水道工務課

Q. 手賀沼流域下水道の手賀沼終末処理場は、計画的に整備を進めており、基本的には計画区域外からの流入を見込んだ下水処理施設として整備はしていない。一方で、今回改正される条例では、柏市の全体計画には含まれるが事業計画区域外からの流入を認める形となるため、施設を管理する手賀沼下水道事務所としては懸念がある。また、下水道事業は都市計画事業の一環であるため、無秩序に接続が進むと他の6市へ影響が及ぶことになる。これらの点については、貴市の要領に基づいて、十分に審査し適切に認めたいうえで下水道運営を進めていただきたい。以上のような考え方でよいか。

A. 区域外流入については、終末処理場での処理ができないと難しい状況である。区域外から入って来る物件については、1件1件慎重

に、水質、量をチェックして、手賀沼と江戸川のそれぞれの下水道事務所と協議し最終的には柏市として判断している。その中で、十分に関係機関と調整のうえ、許可していきたいと考えている。

#### 質疑（河野委員），回答（事務局）下水道工務課

Q. 区域外は何パーセントくらいか。

A. 柏の中でも将来下水道を整備するエリアと浄化槽を整備するエリアで分かれている現状である。下水道が整備される予定の区域は、将来的に流域下水道で処理できる範囲内というところで協議している。そのため、この場でパーセンテージの回答は難しい。

#### **報告事項(1) 柏市上下水道事業ビジョンの策定について**

#### 質疑（高橋委員），回答（事務局）水道工務課

Q. 市内を歩いていると「地震に強い水道管への切替工事」の看板を目にするが、老朽化と耐震化を同時に工事しているのか。

A. 老朽化した管は、特に継ぎ手の部分に耐震機能が備わっていない。新しい管（耐震管）は継ぎ手に収縮機能や抜け出し防止機能等の耐震性能が備わっているため、老朽化した管を新しい管に入れ替えることで老朽化対策とともに耐震化が図られる。

#### 質疑（落合会長），回答（事務局）下水道工務課

Q. 下水の老朽化と耐震化対策も合わせて説明いただきたい。

A. 下水も老朽管を改修する場合には、耐震計算を行ったうえで改修を行う。老朽化した管の内側に新しい部材をコーティングして強度を出す工法によって、耐震性能をもたせている。

#### 質疑（坂口委員），回答（事務局）給排水課

Q. 資料2の5ページに鉛製給水管の改修とあるが、まだ鉛製があるのか。また、自宅が鉛製の管であることを知らない人もいるのか。

A. 下水道とは別に、給水には配水管と給水管（引込管）がある。このうち、配水管に使用されていた鉛製管の改修はすでに完了している。一方で、給水管（宅地内の引込管）については、昭和の高度経済成長期に多くが布設された経緯があり、現在も空き家の戸建てなど、個人管理のまま鉛製管が残っているケースがある。相当数が残存しているとみられ、健康影響の懸念もあることから、柏市としても対策を検討している。市ではホームページ等で情報提供を行っているが、自宅の給水管が鉛製であることを把握していない住民も一定数存在すると考えられる。

#### 質疑（河野委員），回答（事務局）水道工務課

Q. 基本方針の強靱化について，柏市全体の強靱化に対する作業マップや計画マップのようなものは市民も見ることができるのか。

A. 老朽管の更新計画にあたって，水道管においては，水道工務課で計画を立てているが，ホームページ等で公表はしていない。年度の事業量や関係機関との調整によって工事箇所は柔軟に変わることがあるため，内部資料として計画を立てている。

#### **全体を通しての質疑**

#### 意見（石井委員），回答（事務局）下水道工務課

Q. 明原地域で大雨で浸水した地域があり，町会長から上下水道局に相談したところ，非常に早く対応していただきとても感謝している。上下水道ビジョンのような計画や行動を何らかの形で示してくれると住民にとってとてもありがたい。そうすることで安心感を覚えるため，ぜひ今のような形で推進していただきたい。

A. 明原や柏駅の西口の近辺は，過去に集中的な降雨によって浸水したことがあることから対策を取らせていただいた。市内全体的にみると根本的な対策となる雨水管の整備はまだあまり進んでいない。非常に費用と時間がかかる事業であり，対応に時間がかかる場所もある。そういったところは下水道管の整備とあわせて，下水道管路内の水位を閲覧できるシステム，ハザードマップ等を活用してご自身で被害対策をしていただく等のソフト面の対応で，少しでも被害を軽減していければと考えている。今後も，地元のご意見を伺い計画に反映したいと考えているため，何かあればお問い合わせいただきたい。

## 7 傍聴

傍聴者 2 名